

# 青森県報

第二百六十五号

令和三年  
二月一日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 救急診療所の廃止……………(医療業務課) ……一
- 保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(河川砂防課) ……三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……五
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……七
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……七
- 右 同……………(同) ……七
- 右 同……………(同) ……八
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域  
県民局) ……八
- 県文化財の指定及び指定の解除……………(文  
化課) ……八

### 教育委員会

## 告 示

### 青森県告示第五十八号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急診療所でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

令和三年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
神外科胃腸科医院	青森市本町三丁目二の一九

### 青森県告示第五十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和二年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和三年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一、三八一・八七
岩木川下流	〃	五〇九・二四
岩木川上流	〃	一、一一一・六四
平川	〃	五七五・六七
浅瀬石川	〃	六二三・六一
今別川(蟹田川)	〃	一、〇二〇・八三
青森地区	〃	八三九・〇九
下北東部	〃	一、二七一・〇七

七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川く笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・六二	一〇〇・五四	二四・三四	一四七・五四	一七四・四八	一八・一四	一〇五・七二	四一・八六	一〇・七〇	二七七・九六	一五六・七六	一五五・七九	一、〇〇八・〇三	六三五・八九	六三九・八六	一五一・五八	九八五・一七

つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川
〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃
一二八・八八	二・八四	三・八四	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二一・三八	九・七二	五・四四	〇・三〇	〇・二〇	一五・九八	五・七八	一・六四	〇・八六	七六・〇九	八六・〇三

青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市
〃	〃	千害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・三〇	〇・四八	〇・九六	〇・六四	八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四

青森県告示第六十号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町
〃	保健保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九三・七五	一五九・一四	八・六二	九・三二	三・七三	一・〇〇	三・二四	一・五二	二・九六	〇・三六	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三一・〇〇	一〇五・九八

砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 日計二号土砂災害警戒区域及び日計二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 林ノ前土砂災害警戒区域及び林ノ前土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 人形沢土砂災害警戒区域及び人形沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 館鼻二号土砂災害警戒区域及び館鼻二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 館鼻土砂災害警戒区域及び館鼻土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 赤坂一号土砂災害警戒区域及び赤坂一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四  
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

七 小峠二号土砂災害警戒区域及び小峠二号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域  
八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四  
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

八 下松苗場二号土砂災害警戒区域及び下松苗場二号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域  
八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四  
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

九 尻引前山二号土砂災害警戒区域及び尻引前山二号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域  
八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

- 次の図面のとおり

(図面省略)

十 蛇ノ沢二号土砂災害警戒区域及び蛇ノ沢二号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域  
八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四  
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法  
律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び  
土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四  
項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備  
え置いて縦覧に供する。

令和三年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 日計二号土砂災害警戒区域及び日計二号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域  
八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平

成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり  
(図面省略)

二 林ノ前土砂災害警戒区域及び林ノ前土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 人形沢土砂災害警戒区域及び人形沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 館鼻二号土砂災害警戒区域及び館鼻二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 館鼻土砂災害警戒区域及び館鼻土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 赤坂一号土砂災害警戒区域及び赤坂一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 下松苗場二号土砂災害警戒区域及び下松苗場二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

八 蛇ノ沢二号土砂災害警戒区域及び蛇ノ沢二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和三年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 小峠二号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

二 尻引前山二号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

八戸市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

青森県告示第六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、七戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び七戸町建設課に備えて置いて縦覧に供する。

令和三年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及びむつ市都市整備部都市計画課に備えて置いて縦覧に供する。

令和三年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県国土整備部都市計画課、むつ市都市整備部都市計画課及び横浜町企画財政課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第六十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所
風間浦	下北郡風間浦村大字下風呂字鳥谷場ノ上一五の五七 橘 和幸	令和三年二月一日から同月十五日まで	風間浦漁業協同組合
	下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下一の二 坪 勝信		
	下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下の三 吉田 清		

教育委員会

青森県教育委員会告示第一号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第三十一条第一項の規定により、次の表に掲げるものについて、県重宝に指定し、及び県有形民俗文化財の指定を解除する。

令和三年二月一日

青森県教育委員会

一 県重宝に指定するもの

種別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者
県重宝	木造舞楽面及び龍頭 舞楽面 猿楽面 龍頭	一 二面 一面 四 点	青森市本町二丁目八の一 四	川村 研一
県重宝	鰐口 正平廿一年三月三日 銘	一口	青森市本町二丁目八の一 四	川村 研一

二 県有形民俗文化財の指定を解除するもの

種別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者	指定年月日並びに 指定告示年月日及び告示番号
県有形民俗文化財	南部地方の 紡織用具及 び麻布	五二〇点	愛知県一宮市木曾川町 市木曾川町 門間字西大 坪八	安間 信裕	昭和五十九年七月二八日 昭和三十九年七月二八日 青森県教育委員会告示第八号

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円